

道北観光連盟規約

- 第1条 本会は、道北観光連盟と称し、事務所を会長所在の市町村に置く。
- 第2条 本会は、北海道民の文化厚生発展向上を期し、併せて産業の発展に寄与するため、北部北海道観光事業の健全なる発展を図ることを目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1)観光事業関係機関ならびに団体との連絡
 - (2)観光観念の普及
 - (3)観光資源の調査研究開発利用の指導
 - (4)観光施設の計画と促進
 - (5)観光宣伝と観光客の誘致
 - (6)郷土文化の指導育成
 - (7)観光事業従業員の資質の向上
 - (8)観光土産品の改善と販路の斡旋
 - (9)印刷物の刊行と公布
 - (10)その他本会の目的達成ならびに観光事業の発展を促進するために必要な事業
- 第4条 本会の会員は普通会员及び特別会員とする。
普通会员は北部北海道の観光協会、商工会、商工会議所および市町村と特別会員は本会の趣旨に賛同する文化、産業、運輸、その他の関係機関団体及び個人とする。
- 第5条 本会に次の役員を置く。
- (1)会長 1名
 - (2)副会長 若干名
 - (3)監事 2名
 - (4)理事 若干名
- 第6条 役員会の推薦により参与若干名を置くことができる。
- 第7条 役員は総会で選出し、任期は2年とする。
- 第8条 本会に次の職員を置く。
- (1)事務局長 1名
 - (2)幹事 若干名
- 第9条 役員会は、会長、副会長、理事とをもって組織する。
- 第10条 通常総会は毎年1回開き、予算、決算、その他重要な事項を審議、決定する。
臨時総会は、会長が必要と認めた場合、又は、会員の3分の1以上の請求があった時、これを召集する。
- 第11条 本会の経費は、会費、寄附金、その他をもってこれにあてる。
- 第12条 本会の会費は、総会において定める。
- 第13条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 附則 この規約は、昭和33年9月29日から施行する。(会創立)
- 附則 この規約は、昭和52年6月6日から施行する。(会費改定)
- 附則 この規約は、平成11年5月25日から施行する。(役員改定)
- 附則 この規約は、平成14年6月17日から施行する。(事務所所在地)